

★食品表示制度に関する講習会を開催します!!

平成27年4月に施行された「食品表示法」では、消費者等に販売されるすべての食品に食品表示を行うことが義務付けられています。

食品の表示については、食品を摂取する際の安全性の確保、一般消費者に自主的かつ合理的な食品選択の確保に関して重要な役割を果たすものであることから、食品関連事業者や一般消費者等に食品表示制度を十分に周知し、普及啓発を図るため、県内各地域で講習会を開催します。

今回は、大隅地域で開催予定の講習会を以下のとおりお知らせします。

食品関連事業に従事している方々や、食品表示に興味のある皆さん、奮ってご参加ください。

事項 地域	日 時	場 所	申込期限	備 考
大隅	11月13日（月） 14：00～16：00	大隅地域振興別館2階 大会議室 (鹿屋市打馬2丁目16-6)	11月6日(月)	鹿屋保健所衛生・環境課が主催する「食品表示法（衛生事項、栄養成分、薬機法関連）に関する講習会」と併せて開催します。

○ 申込方法

郵送かFAXまたはメールにて上記申込期限までに、次のURLから参加申込書をダウンロードして必要事項を記入の上、下記までお申し込み下さい。

< URL > https://www.pref.kagoshima.jp/ag04/hyoujikousyukai_1113.html

< FAX > 099-286-5587

< 郵 送 > 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室
食の安全推進係

< E-mail > s-suisin@pref.kagoshima.lg.jp

※住所、氏名、電話番号、所属を記入し、上記までお申し込みください。

なお、件名は“「食品表示表示講習会(大隅)」参加申込み”としてください。

～会場には限りがありますのでお早めにお申し込みください。～

(お問い合わせ先)

県庁農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室 食の安全推進係 担当：中野，谷口 TEL：099-286-3095
--